

国立大学法人和歌山大学リサーチ・アシスタント実施要項

制 定 平成14年 3月22日

最終改正 令和 5年 3月29日

(目的)

第1 この要項は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本学が行う研究プロジェクト等に、優秀な大学院博士後期課程在学者を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的な推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、必要な事項を定める。

(名称)

第2 第1に定める研究補助業務を行わせる者の名称は、リサーチ・アシスタント（以下「RA」という。）とする。

(資格)

第3 RAは、本学大学院博士後期課程に在籍する学生とする。

(身分)

第4 RAは、教職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する臨時職員とする。

(職務)

第5 RAは、本学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(募集及び選考)

第6 RAの募集及び選考は、学生が所属する研究科と十分な連携を取りつつ、研究プロジェクト等を実施する部局（本学組織規則に定める学部等、基幹、機構及び附属機関をいう。）で行い、学長に上申するものとする。

(任用等)

第7 RAとして雇用契約し得る者の年齢は、65歳未満とする。ただし、その年度中に65歳を超える場合、契約期間はその年度の末日までを限度とする。

2 RAの雇用期間は、国立大学法人和歌山大学臨時職員就業規則第4条第1項第1号及び第2項に準ずるものとする。

3 RAの勤務時間は、週20時間を上限、年度内200時間以上を標準とし、当該学生が受ける通常の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮するものとする。

4 日本学術振興会特別研究員（DC）、ティーチング・アシスタント等をRAとして任用する場合には、当該特別研究員の研究活動、ティーチング・アシスタントの教育補助業務等に支障を及ぼすことがないように配慮するとともに、勤務形態の明確化及び勤務時間の適正管理に留意しなければならない。

5 このほか、任用等については、別に定める。

(給与)

第8 RAの給与は、別に定める。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、RAの実施に関し必要な事項は、各部局において定め

リサーチ・アシスタント実施要項

る。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第110号）

この改正要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1385号）

この改正要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2343号）

この改正要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2543号）

この改正要項は、令和5年4月1日から施行する。